

平成24年10月16日

新しいごみ処理施設建設計画について

新しいごみ処理施設建設計画について、9月号広報でお知らせした内容を、もう少し詳しく説明させていただきます。

1. 広域的なごみ処理体制への転換

有田周辺広域圏では、現在、有田市・有田川町と湯浅町・広川町の2つの地域に分かれてごみを処理していますが、1市3町でごみを共同処理する広域的なごみ処理体制に転換することとしました。

2. 新しいごみ処理施設の建設

湯浅町・広川町のごみを処理するリユースなぎは、現在休止中であり、環境センターは老朽化が進行している状況です。

このような状況から、ごみを共同処理するために、平成33年度稼働を目標に、新しいごみ処理施設を建設する計画です。

3. ごみ処理基本計画、ごみ処理施設整備基本構想策定

広域的なごみ処理体制を構築するため、平成23年3月に「ごみ処理基本計画」（以下「基本計画」）と「ごみ処理施設整備基本構想」（以下「基本構想」）を策定いたしました。基本計画は、ごみの排出抑制及びごみの発生から、最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めたものです。また、基本構想は、新しい

ごみ処理施設の整備に向けた基本的な事項を定めたものです。

4. 住民説明会について

今後、新しいごみ処理施設の建設に向けて、建設用地の選定、施設計画、生活環境影響調査などを実施してまいります。その前に、住民の皆様にご理解いただくために、説明会の開催を予定しています。

住民説明会では、1市3町のごみ処理の状況、広域的なごみ処理体制の転換、新しいごみ処理施設の必要性や整備方針などについて、ごみ処理基本計画やごみ処理施設整備基本構想を基にご説明いたします。

住民説明会は、市町ごとに開催する予定です。開催場所、日時については、次のとおりです。

○有田市 10月17日（水）19：00～

有田市福祉文化会館

○広川町 10月10日（水）19：00～

広川町役場庁舎内

○有田川町 10月12日（金）19：00～

湯浅町役場 第2庁舎

5. 情報公開について

今後、住民説明会の内容、質疑応答などについて、順次掲載していく予定です。